**○厚生労働省令第六十六号**

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第四条第二項及び第三項の規定に基づき、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号イ中「四万五千七百六円三十一銭」を「四万八千三百六十二円四十銭」に、「0.3890」を「0.3880」に、「641円83銭」を「615円51銭」に改め、同号ロ中「〇・〇九九一九八」に、「0.000000702」を「0.008217」に、「0.003919」に改め、同項第二号イ中「一万千六百六十五円四十九銭」を「一万六百五十九円七十銭」に改め、同号ロ中「〇・〇二四五一一二三五〇一」を「〇・〇二一四三〇六七三〇三六」に改め、同項第三号イ中「一万四千六百十二円三銭」を「一万三千八百九十六円」に改め、同号ロ中「〇・〇一九六七〇〇〇五七〇〇」に改め、同条第二項中「五十一万円」を「五十二万円」に、「510,000円」を「520,000円」に改め、同条第三項中「一万千六百六十五円四十九銭」を「一万六百五十九円七十銭」に、「〇・〇二一四五一一二三五〇一」を「〇・〇二一四三〇六七三〇三六」に、「十六万円」を「十七万円」に、「160,000円」を「170,000円」に、「11,665円49銭」を「10,659円70銭」に、「0.024511213501」を「0.021430673036」に改め、同条第四項中「一万四千六百十二円三銭」を「一万三千八百九十六円」に、「〇・〇二一〇九四〇七三五六五四」を「〇・〇一九六七〇〇〇五七〇〇」に、「十四万円」を「十六万円」に、「140,000円」を「160,000円」に、「14,612円3銭」を「13,896円」に、「0.020940735654」を「0.019670005700」に改める。

第六条第三号中「需要の額の合計額」の下に「に十分の十一を乗じて得た額」を加える。

附則第四条（見出しを含む。）中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改める。

附則第六条の見出し中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「四万五千七百六円三十一銭」を「四万八千三百六十二円四十銭」に、「四万六千四百二円十二銭」を「四万八千六百二十二円三十四銭」に、「0.3890」を「0.3880」に、「0.3927」を「0.3901」に、「641円83銭」を「615円51銭」に、「909円」を「617円2銭」に、「〇・〇八九五四二」を「〇・〇九七一九八」に、「〇・〇八九九二六」を「〇・〇九七〇五」に、「0.000000702」を「0.000000758」に、「0.000000714」を「0.000000760」に、「0.008217」を「0.003919」に、「0.007211」を「0.004180」に、「一万千六百六十五円四十九銭」を「一万六百五十九円七十銭」に、「一万千六百十九円五十銭」を「一万六百十九円七十銭」に、「〇・〇二四五一一二三五〇一」を「〇・〇二一四三〇六七三〇三六」に、「〇・〇二四二八三五五六〇一〇」を「〇・〇二一〇五〇三九六二六〇」に、「11,665円49銭」を「10,659円70銭」に、「11,705円99銭」を「10,619円50銭」に、「0.024511213501」を「0.021430673036」に、「0.024283556010」を「0.022050396260」に、「一万四千六百十二円三銭」を「一万三千八百九十六円」に、「一万四千十三円八十八銭」を「一万三千三百三円六十七銭」に、「〇・〇二〇九四〇七三五六五四」を「〇・〇一九六七〇〇〇五七〇〇」に、「〇・〇一九一二〇四〇〇五四七」を「〇・〇一九六七〇〇〇五七〇〇」に、「14,612円3銭」を「13,896円」に、「14,013円88銭」を「13,303円67銭」に、「0.020940735654」を「0.019670005700」に、「0.019120400547」を「0.019650410450」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の規定は、平成二十七年度分の調整交付金から適用する。

**○厚生労働省令第六十七号**

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「別表第四」を「別表第四の一及び二の表」に、「同表」を「これらの表」に改め、同条第二項中「前項に掲げる方法」を「民間事業者等が、前項各号の規定に基づき別表第四の一の表に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合」に、「ものでなければならない」を「ようにしなければならない」に改める。

別表第一の二の表医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 医療法（昭和二十三年法律第二百五号） | |
| 第二十一条第一項の規定による記録（同項第九号に規定する診療に関する諸記録のうち医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第二十条第十号に規定する処方せんに限る。）の備置き | 第二十一条第一項の規定による記録（同項第九号に規定する診療に関する諸記録のうち医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第二十条第十号に規定する処方せんに限る。）の備置き |
| 第二十二条の規定による記録（同条第二号に規定する診療に関する諸記録のうち医療法施行規則第二十一条の五第二号に規定する処方せんに限る。）の備置き | 第二十二条の規定による記録（同条第二号に規定する診療に関する諸記録のうち医療法施行規則第二十一条の五第二号に規定する処方せんに限る。）の備置き |
| 第二十二条の二の規定による記録（同条第三号に規定する診療に関する諸記録のうち医療法施行規則第二十二条の三第二号に規定する処方せんに限る。）の備置き | 第二十二条の二の規定による記録（同条第三号に規定する診療に関する諸記録のうち医療法施行規則第二十二条の三第二号に規定する処方せんに限る。）の備置き |
| 第二十二条の三の規定による記録（同条第三号に規定する診療及び臨床研究に関する諸記録のうち医療法施行規則第二十二条の七第二号に規定する処方せんに限る。）の備置き | 第二十二条の三の規定による記録（同条第三号に規定する診療及び臨床研究に関する諸記録のうち医療法施行規則第二十二条の七第二号に規定する処方せんに限る。）の備置き |
| 第五十一条の二第一項の規定による事業報告書等及び監事の監査報告書の備置き | 第五十一条の二第一項の規定による事業報告書等及び監事の監査報告書の備置き |
| 第五十一条の二第二項の規定による事業報告書等及び監事の監査報告書の備置き | 第五十一条の二第二項の規定による事業報告書等及び監事の監査報告書の備置き |

別表第一の二の表薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）の項中「第二十八条の規定による調剤録の備え及び保存」を「第二十七条の規定による処方せんの保存　第二十八条の規定による調剤録の備え及び保存」に改め、同表医療法行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の項中「（昭和二十三年厚生省令第五十号）」を削り、同表保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）の項中「による」の下に「処方せん及び」を加える。

別表第一の三の表医療法の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 医療法 | |
| 第五十一条の二第一項の規定による定款又は寄附行為及び公認会計士等の監査報告書の備置き | 第五十一条の二第一項の規定による定款又は寄附行為及び公認会計士等の監査報告書の備置き |
| 第五十一条の二第二項の規定による定款又は寄附行為及び公認会計士等の監査報告書の備置き | 第五十一条の二第二項の規定による定款又は寄附行為及び公認会計士等の監査報告書の備置き |

別表第一の三の表薬剤師法の項及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の項を削る。